

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議議事録（令和6年度第2回）

日時 令和6年7月23日（火）
午前10時から午前11時10分まで
会場 愛知県庁本庁舎 正庁

開会 高等学校教育課主査
教育委員会挨拶 愛知県教育委員会教育長
議長挨拶
副議長挨拶

議長 諮問事項である「全日制単位制高等学校における入学者選抜の在り方について」「定時制課程及び通信制課程における入学者選抜の在り方について」「連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜」の在り方について」の「まとめ」を、専門員会の議長である梅田委員から報告してほしい。

梅田委員 専門員会に付託された事項について、「Ⅱ 専門員会の経過と協議の概要」に書かれている日程で、3回にわたり慎重に協議を行い、まとめを得たので、資料に基づいて報告する。
本協議会議からの付託事項は、次のとおりである。

- I 付託事項（令和6年5月27日 協議会議より付託）
- 1 全日制単位制高等学校における入学者選抜の在り方について
 - 2 定時制課程及び通信制課程における入学者選抜の在り方について
 - 3 「連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜」の在り方について

専門員会の経過と協議の概要は、次のとおりである。

- Ⅱ 専門員会の経過と協議の概要
- 第1回 令和6年6月6日（木）
第2回 令和6年6月20日（木）
第3回 令和6年7月4日（木）
- 3回の専門員会を開催し、慎重な協議を行った結果、「令和6年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議専門員会まとめ」のとおり結論を得た。

次に、専門員会での協議経過を報告した後、まとめの内容を読み上げながら、補足説明を行う。

まず、専門員会での協議経過の概要である。

第1回の専門員会では、諮問に至った経緯と事務局が論点整理した「まとめの原案」についての説明を事務局から受けたのち、協議を行った。協議の内容を踏まえ、改めて「まとめの原案」の作成を事務局へ依頼した。

第2回の専門員会では、第1回の専門員会の協議内容を踏まえて作成した「まとめの原案」をもとに協議した。諮問事項1「全日制単位制高等学校における入学者選抜の在り方について」、諮問事項2「定時制課程及び通信制課程における入学者選抜の在り方について」の「定時制課程における入学者選抜の在り方について」、諮問事項3「「連携型中高一貫校にかかる入学者選抜」の在り方について」については、まとめが得られた。諮問事項2のうちの「通信制課程における入学者選抜の在り方について」は、高等学校の立場の専門員から、志願者数が大幅に定員を超える場合、合否判定の十分な資料を得るため、「フレキシブルハイスクールの通信制課程入試において、学力検査ができるようにしてはどうか。」との提案がされたが、合意を得られなかったので、引き続き、「通信制課程における入学者選抜の在り方について」は、第3回で協議を行うこととした。

第3回の専門員会では、「通信制課程における入学者選抜の在り方」について、改めて協議を行い、専門員会としてのまとめを得られたので、第2回の専門員会で得られたまとめも含めて確認し、協議を終了した。

以上が、3回の専門員会における協議の概要である。

次に、「専門員会のまとめ」の内容について、実際に交わされた意見や協議の様子などを補足しながら、項目ごとに詳しく説明する。

まず、諮問事項1「全日制単位制高等学校における入学者選抜の在り方について」報告する。

令和6年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議専門員会
ま と め
愛知県公立高等学校入学者選抜方法を、次のようにすることが望ましい。

1 全日制単位制高等学校における入学者選抜については、次のとおりとする。

(1) 「全日制単位制高等学校にかかる入学者選抜（全日制単位制選抜）」は、次のとおりとする。

ア 定員は、当該高等学校・学科の募集人員の20%程度までを上限として、高等学校長が定める。

これについて補足する。現行は募集人員の5%程度としているが、募集人員が40人の学科であると、「2人」となるので、受検生にとっては出願しにくい状況となる。「20%程度まで」とすることで、「8人」となり、受検生にとって出願しやすくなると考えた。

また、「上限として、高等学校長が定める。」としたことについては、募集人員が320人の学科を想定すると、「20%」は「64人」であり、不登校生徒を対象とした選抜の定員枠としては大きすぎると考えられる。加えて、中高一貫教育校となる県立日進高等学校や県立時習館高等学校においては、併設中学校から内進する生徒数により、募集人員が変わることから、高等学校が実情に応じて適切な定員枠を設定できるようにすることとした。

イ 入学検査は、面接を行うほか、作文、基礎学力検査及びプレゼンテーションのうち、高等学校長が定めるいずれか一つを行う。

これについて補足する。今回、全日制単位制に加わる学校は、不登校生徒を対象とした学校や探究的な学びを深める学校と異なるタイプの学校である。また、不登校生徒といっても、様々なタイプの不登校生徒がいる。高等学校が志願者の状況に応じた検査を行えるようにするため、「入学検査」は、これまで基礎学力検査のみを行っていたが、これに作文、プレゼンテーションを加え、3つの検査のうちから高等学校長が一つを選んで行えるようにした。

(2) 「推薦選抜」における普通科の合格者数は、当該高等学校・学科の募集人員の30%程度から45%程度とすることができる。

これについて補足する。通常、普通科では合格者数を「10%程度から15%程度」として選抜を実施している。すでに全日制単位

制高等学校に改編されている県立守山高等学校と県立幸田高等学校では、「企業連携コース」を設置しており、このコースでは、地域の企業と連携した実践的な職業教育を重点に行うことから、普通科でありながら専門学科や総合学科に近い側面をもっている。そのため、推薦選抜の合格者数は、両校は普通科であるが、専門学科や総合学科の合格者数である「募集人員の30%程度から45%程度」と同じとすることとした。一方、今回から全日制単位制には上級学校への進学希望者が多い普通科の学校など、様々なタイプの学校が加わる。このような状況から、推薦選抜の合格者数を各高等学校の実情に応じて、通常の普通科と同じ「10%程度から15%程度」を選択できるようにすることとした。なお、まとめの文言については、現行制度が「30%程度から45%程度とする。」と定められているので、文末に「ことができる。」を加えた表現とすることで、説明させていただいた内容を反映できていると考えている。

(3) その他の事項は、現行のとおりとする。

これについて補足する。全日制単位制高等学校では、一般選抜における学力検査の傾斜配点を行っているので、このことについて協議した。現行制度では、特定分野に秀でた才能を有する一方で極端に不得手な分野を抱えている生徒などが得意教科を生かせるよう、一般選抜の学力検査で傾斜配点を行っている。今回加わる学校においても、全日制単位制高等学校の趣旨から、行うべきであると考え、これについては現行のとおりとした。その他、協議すべき内容について確認したが、特に意見はなかった。

(4) 実施時期は、令和7年度入学者選抜からとする。

これについて補足する。令和7年度から、フレキシブルハイスクールが開校されるので、「令和7年度入学者選抜からとする。」こととした。ただし、現在の中学校3年生は入試本番まで半年ほどであるので、本協議会議で認められたら、生徒と保護者、中学校の先生に対して、早めに十分な周知を事務局にはお願いする。

諮問事項1「全日制単位制高等学校における入学者選抜の在り方について」は、以上である。

続いて、諮問事項2「定時制課程及び通信制課程における入学者選抜の在り方について」報告する。

2 定時制課程及び通信制課程における入学者選抜については、次のとおりとする。

(1) 定時制課程

ア 入試日程は、後期選抜を廃止し、前期選抜の合格者が募集人員に満たない高等学校・学科において第2次選抜を実施する。

これについて補足する。近年、定時制課程の高等学校においては、不登校や中途退学の経験者、外国にルーツがある生徒など、多様な学習ニーズをもつ生徒の学びの場が変わってきている。特に、不登校経験のある志願者が増加し、早期に進学先を決めたいというニーズが高まっている。また、前期選抜の募集人員は総募集人員の8割程度としているため、後期選抜の募集人員は、総募集人員の2割程度となる。例えば、総募集人員20人の高等学校・学科の場合、後期選抜の募集人員は4人程度となる。このため、募集人員の少なさから、前期選抜において合格できなかった者が改めて出願せずに諦めてしまうことがある。早期に進学先を決定したい志願者のニーズに応えるとともに、出願を諦めてしまう志願者を減らすため、後期選抜を廃止することとした。

ただし、前期選抜又は全日制課程で合格できなかった志願者のセーフティーネットが必要となるため、前期選抜の合格者数が募集人員に満たない高等学校・学科においては、第2次選抜を実施することとした。

イ 入学検査は、面接を行うほか、作文及び基礎学力検査又はそのいずれかを行うことができる。

これについて補足する。現行制度では、志願者全員に作文を課すことで、志願者の高等学校で学ぶ意欲など、その結果を入学者選抜資料の一つとして用いてきた。近年、外国にルーツがある志願者も年々増加しており、そうした志願者にとっては、母語ではない日本語による作文が困難になっているケースもある。そのため、高等学校長が志願者の状況も踏まえ、実情に応じて、作文を行わない選択ができるようにした。

ウ その他の事項は、現行のとおりとする。

これについて補足する。協議すべき内容について確認したが、特に意見はなかった。

エ 実施時期は、令和7年度入学者選抜からとする。

これについては、先ほどのまとめ1(4)と同様の理由であるので、説明は割愛する。

(2) 通信制課程

ア 県立佐屋高等学校、県立武豊高等学校、県立豊野高等学校及び県立御津あおば高等学校（以下「フレキシブルハイスクール」という。）における入試日程は、後期選抜を廃止し、前期選抜の合格者が募集人員に満たない高等学校・学科において第2次選抜を実施する。

これについて補足する。令和7年度にフレキシブルハイスクールに改編される4校の通信制課程の総募集人員は40人であるため、現行制度の定時制課程と同様に、後期選抜の募集人員の少なさから、改めて出願せずに諦めてしまうことが考えられる。そのため、フレキシブルハイスクールにおいては、定時制課程と同様に後期選抜を廃止し、前期選抜の合格者が募集人員に満たない高等学校・学科において第2次選抜を実施することとした。

ただし、まとめにはないが、定時制課程又は全日制課程で合格できなかった志願者のセーフティーネットが必要であることから、すでに通信制課程を設置しており、募集人員が多い県立旭陵高等学校及び県立刈谷東高等学校においては、現行のとおり、前期選抜と後期選抜の2回に分けて実施することとした。

イ フレキシブルハイスクールにおける入学検査は、面接、作文及び基礎学力検査又はそのいずれか一つ若しくは二つを行うことができる。

これについて補足する。フレキシブルハイスクールは、全日制単単位制、昼間定時制、通信制の3課程間をフレキシブルに行き来

して学べる新しいタイプの高等学校であることから、当該高等学校の入学者選抜において、全日制課程又は昼間定時制の教育課程を履修する学力を有するかの判断が必要となる可能性がある。また、先ほど述べたとおり、フレキシブルハイスクールの通信制課程において、定員が40人であることから、志願者数が大幅に定員を超える場合、合否判定のための十分な資料を得る必要が生じる。そのため、フレキシブルハイスクールにおいては、高等学校長が志願者の状況も踏まえ、実情に応じて、基礎学力検査も行うことができるとした。

なお、「まとめ」にはないが、「基礎学力検査」は、現行の定時制課程で実施されている、国語、数学、外国語（英語）の基礎的な内容を問うものとした。また、定時制課程で外国人生徒等を対象に行っている基礎学力検査問題にルビを付するなどの受検上の配慮を申請できることとした。

ウ その他の事項は、現行のとおりとする。

これについて補足する。その他、協議すべき内容について確認したが、特にないと考えている。

エ 実施時期は、令和7年度入学者選抜からとする。

これについては、まとめ1(4)と同様の理由である。

諮問事項2「定時制課程及び通信制課程における入学者選抜の在り方について」は、以上である。

最後に、諮問事項3「「連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜」の在り方について」を報告する。

3 「連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜（連携型選抜）」については、次のとおりとする。

(1) 定員は、当該高等学校・学科の募集人員の30%以上とし、高等学校長が定める。

これについて補足する。令和6年の4月から、県立美和高等学校及び県立衣台高等学校において、中学校2年生を対象に連携型中高一貫教育を開始している。県立衣台高等学校と連携する豊田市立保見中学校の3年生の人数は、100人程度であり、県立衣台

高等学校の募集人員を超えることはないことから、連携中学校の全生徒が仮に入学を希望しても受け入れることができる。一方、県立美和高等学校においては、連携するあま市及び大治町の6つの中学校の3年生の人数の合計は、1,000人程度であり、県立美和高等学校の募集人員を大幅に上回っていることから、連携中学校の全生徒が入学を希望した場合、受け入れることが難しくなる。現行制度では定員について定めはないが、県立美和高等学校において定員を設ける必要が生じたため、協議した。事務局に県立美和高等学校の入学者の状況を確認したところ、名古屋市出身など連携中学校以外の出身者数は、例年50%程度であるとのことであった。そのため、連携型選抜ののちに実施する推薦選抜、特色選抜及び一般選抜の募集人員も確保する必要がある。連携型選抜の趣旨や県立美和高等学校の推薦選抜、特色選抜における合格者数も考慮し、定員の下限を30%とし、高等学校長が志願者の状況も踏まえ、実情に応じて、定員を定められるようにした。

(2) その他の事項は、現行のとおりとする。

これについて補足する。県立美和高等学校及び県立衣台高等学校の2校において、新たなタイプの連携型中高一貫教育を開始しているが、「地域に根ざした人材の育成」、「地域の学校としての活力を発揮」という教育の趣旨は変わらないことから、選抜方法は変える必要はないと考え、定員以外の事項については、現行のとおりとすることとした。

(3) 実施時期は、令和8年度入学者選抜からとする。

これについて補足する。県立美和高等学校と県立衣台高等学校では、現在の中学校2年生を対象として連携型中高一貫教育を開始している。従って、中学校2年生が受検する令和8年度入学者選抜からとすることとした。本協議会議で認められれば、生徒と保護者、中学校の先生に対して、早めに十分な周知を事務局にお願いする。

諮問事項3「連携型中高一貫校にかかる入学者選抜の在り方について」は、以上である。

専門員会からの報告は、以上である。

- 議長 何か質問はあるか。
- 川端委員 定時制課程及び通信制課程入学者選抜において「後期選抜を廃止し、第2次選抜を実施する。」と専門員会のまとめにあるが、後期選抜と第2次選抜の違いについて説明をお願いします。
- 高等学校教育課担当課長 後期選抜は、あらかじめ定員を設定しているので必ず実施する。一方、第2次選抜は、入学者選抜の合格者が募集人員に満たない高等学校・学科において実施するものであり、充足していれば実施しない。
- 川端委員 定時制課程及び通信制課程入学者選抜における第2次選抜の検査内容はどのようなものか。
- 高等学校教育課担当課長 定時制課程及び通信制課程入学者選抜における検査と同様の内容を考えている。
- 川端委員 「全日制単位制高等学校にかかる入学者選抜」においては、面接を行うほか、作文、基礎学力検査及びプレゼンテーションのうち、高等学校長が定める一つを行うとあり、様々な検査内容が用意されているが、スポーツや芸術に秀でた志願者のための入学者選抜は用意されているか。
- 高等学校教育課担当課長 スポーツや芸術に秀でた志願者に対しては、令和5年度入学者選抜から特色選抜を導入し、実施している。
- 伊藤委員 2点確認する。全日制単位制高校の「推薦選抜」における普通科の合格者数について、「募集人員の30%程度から45%程度とすることができる」と変えたのは、不登校対策の高校に加えて、時習館高校などの上級学校への進学希望者が多い探究型タイプの学校が加わったことによると認識している。合格者数を「10%程度から15%程度」にするために語尾を「することができる」と変えたと理解できるが、この文面では「30%程度」が目立つので、「募集人員の45%程度までを上限として高等学校長が定める。」とした方が、「10%程度から15%程度」を選択した時に説明が付きやすいのではないか。
- また、連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜において「募集人員の30%以上とし、高等学校長が定める。」とある。定員を30%以上として人数を明示すると分かりやすくはなるが、本来は連携中学校に在籍する生徒全員を受け入れる選抜である趣旨か

ら、県立美和高等学校以外で募集人員を下回る定員設定をした場合、県教育委員会は指導する必要があるのではないか。

議長

質問と協議に該当する部分があるが、質問に該当するところを答えてもらいたい。

高等学校教育課担当課長

推薦選抜における普通科の合格者数については「募集人員の45%程度までを上限」とすることで、「20%程度」や「25%程度」も可能になるという誤解を与えるおそれがあると考えている。また、全日制単位制高等学校の普通科だけが、推薦選抜の合格者数について、他の選抜方法と同様に具体的な人数を設定するような印象を与え、中学生にとっては割合で示されてるものと人数で示されるものが混在するため複雑になるとの誤解を与えるおそれがある。現行の推薦選抜では「10%程度から15%程度」か「30%程度から45%程度」という基準があるので、そのいずれかから選択できることをはっきりさせるため、まとめのような表現とした。入学者選抜実施要項上は「募集人員の30%程度から45%程度とすることができる。」と記載するが、実施要項説明会等で「10%程度から15%程度」か「30%程度から45%程度」の選択であることを周知する。

次に、連携型選抜についての質問にお答えする。現在、連携型選抜実施校では定員を定めなくても円滑に実施できているが、美和高等学校が加わることで定員を設ける必要性が生じた。現在、連携型選抜を実施している福江高等学校、新城有教館高等学校作手校舎、田口高等学校については、従来どおり定員を100%として実施すると考えており、募集人員を下回る定員を設定することは想定していない。

議長

他に意見はあるか。

坪田委員

入学検査は、プレゼンテーションなど現代的で工夫されているが、大事なのは、不合格の場合に納得感が得られる入学検査を実施することである。作文やプレゼンテーションに手応えがあっても不合格だった場合、調査書情報が不合格の原因だと考える受検生もいる。総合的に判断するのではなく、入学検査の配点や基準を明確に示すことを提案する。

議長

今のは意見であるか、質問であるか。

坪田委員

提案的質問である。

議長 評価基準についての内容であり、協議題から外れるが、どうか。

高等学校教育課担当課長 評価基準については運用にかかる内容である。いただいたご意見については、今後検討する。

議長 私が勤める大学の推薦入試では、面接を点数化して合算して処理している。評価基準についても決まっている。

議長ではあるが、質問する。「フレキシブルハイスクールにおいては、面接、作文及び基礎学力検査又はそのいずれか一つ若しくは二つを行うことができる。」とある。梅田委員の説明の中で、高等学校長が志願者の実情を踏まえ、基礎学力検査を行えるようにしたとあったが、基礎学力検査を実施するかは、募集前に決定するのか、それとも募集の状況に応じて決定するのか。

高等学校教育課担当課長 募集時に決定し、公表する。

議長 他に質問や意見はあるか。

(特になし)

議長 今回の諮問事項に対するまとめは、各高等学校の実情が異なることから、校長に任せる部分が多い。各高等学校の実情に応じて、関係する中学校や自治体と連携をしていくことが一番大きなポイントとなる。

まとめに関して協議すべき論点はないか。

(特になし)

議長 意見がなければ、専門員会でのまとめを、本協議会のまとめとしてよいか。

(異議なし)

議長 異議がないので、そのようにする。ここで、事務局から報告事項があるので願います。

高等学校教育課長 2点報告をする。

1点目は、「令和7年度愛知県公立高等学校入学者選抜日程の変更について」である。第1回の協議会議において、フレキシブ

ルハイスクールの入学者選抜実施日程が全日制、定時制、通信制の全ての課程において、入学者選抜を行うことで日程が過密になり、在校生への指導にも影響が出る懸念があるとのこと意見をいただいた。事務局としては、フレキシブルハイスクールにおける入学者選抜業務の過密化解消とともに、今回得られたまとめを踏まえ、入学者選抜実施日程を変更することとした。まず、フレキシブルハイスクールの通信制課程については、定時制課程の日程とあわせて実施することとし、受付を1月30日から2月6日、入学検査は2月13日、合格発表を2月18日とした。また、合格者数が募集人員に満たなかった場合、第2次選抜を実施する。受付を3月6日から3月13日、入学検査は3月17日、合格発表を3月18日とした。

次に、定時制課程についてである。前期を削除し、後期を第2次選抜に変更している。

なお、通信制課程について、県立旭陵高等学校及び県立刈谷東高等学校の入学者選抜実施日程に変更はない。

2点目は、海外帰国生徒選抜の実施校の拡大についてである。すでに3月26日に記者発表しているとおり、令和7年度から県立津島高等学校に国際探究科を設置する。そのため、令和7年度入学者選抜より愛知県立津島高等学校国際探究科を新たに加え、海外帰国生徒選抜を9校で実施することとした。

報告事項は以上である。

議長

事務局からの報告について質問はあるか。

川端委員

私の子どもは海外の学校で学習していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で帰国することになった。「海外帰国生徒にかかる入学者選抜」を受検し、県立高等学校に入学でき、将来に向けての可能性が広がった。今後も新学科設立とともに、「海外帰国生徒にかかる入学者選抜」の実施校拡大があると、助かる受検生も多いと考える。

議長

他に質問や意見はあるか。

坪田委員

調査書の「出欠の記録」について、最近、メディアでも取り上げられている。岐阜県、東京都、神奈川県、大阪府も調査書の様式から「出欠の記録」を削除した。本県の調査書の項目に「出欠の記録」を残す意義があるか疑問である。第1回の協議会議で栗木委員から、学科によっては、出欠に関する評価が必要だとの発言があったが、そのような学校は、アドミッションポリシーにそ

の旨を記述して評価すればよく、全ての学校で出欠を評価対象に使う必要はない。他県のように、調査書から「出欠の記録」を削除した方が良く考えるが、調査書に「出欠の記録」を残すならば、この記録を選抜の資料として使うか否かを学校ごとに明示した方がよい。メディアに取り上げられて大きな議論になっている中で、県教育委員会はどのように説明するのか。

議長

令和4年度の本協議会議で「調査書の記載事項について」の協議を行った。その中で「出欠の記録」を調査書の項目として残すか否かを協議し、様々な立場からの意見により、残すこととするまとめを得た。

自主性を重んじる学校や規律を大切にする学校など、様々なタイプの学校がある中で、学校に要望されるものも違う。

確認であるが、坪田委員の意見は、調査書に、「出欠の記録」は残すが、その記録を選抜する資料とするかどうかは各学校に任せればよいという意見であるか。

坪田委員

選抜資料とするかを各学校は明示すべきということである。

議長

来年度以降の検討材料として意見をいただくこととする。これについて、事務局から意見はあるか。

高等学校教育課担当課長

調査書の記載事項について、文部科学省から通知が出ていることは承知している。また、坪田委員が述べた状況も承知している。そのような動向や中学校の状況、高等学校での選抜状況などを鑑みて、適切な時期に検討する。

坪田委員

岐阜県や東京都の中学校3年生との違いを説明できるのか疑問である。不登校の子ども自己肯定感が下がったり、親が受検に不利になるからという理由で子どもを追い込んで悪い結果につながっている。そのような子どもが安心して休んだり、自宅で勉強できる状況を作らなければならない。「出欠の記録」を選抜資料にしないのならば削除するか、使わないことを明示すべきである。

議長

3年前の専門員会で調査書の見直しについて協議した時に、「出欠の記録」を残す方向での強い意見があった。一方で、保健室登校やフリースクールでの学びなど、これまでと出席の扱いも多様化していることも分かった。

これとは別に、昨年専門員会では、欠席が志願者のハンディキャップにならないように、「長期欠席者等にかかる選抜方法」

という形のセーフティーネットとする協議を行った。

深く議論する必要があり、調査書情報に記載すべき項目については、「出欠の記録」に絞るのではなく、他の項目を含めて一括して議論されるのがよい。

最後に、3年前の諮問事項に対する答えが妥当かという協議をしたが、来年度以降、今回の協議を踏まえて、諮問事項を検討してもらいたい。

熱心な協議に感謝する。

閉会の挨拶
閉会

愛知県教育委員会教育長
高等学校教育課主査